

平成30年12月28日

野洲市長 山仲善彰

野洲市民病院公金差止等請求に関する訴訟について

昨日、平成30年12月7日付けの標記に関する訴状が送達されました。

野洲市民病院整備事業は、多くの市民及び医師会等関係団体の大きな期待に支えられており、内容に関しても、十分な必要性及び正当性が存在する事業であるとともに、手続面においても十分な透明性と正当性が確保されております。

過去約7年間、市民代表と専門家による公開の検討、市民懇談会、市議会審議と議決を重ねて進めてきましたが、残念ながら、今回訴訟提起がなされました。

訴訟に対しては、誠実、適正に対応していきますが、一方、事業の必要性及び正当性を踏まえ、今後も事業を計画通り進めていきます。

ただし、事業の必要性・正当性にもかかわらず、訴訟を抱えることにより、事業の続行は困難な状況に直面することが予想され、最悪の事態も想定し、これまでに増して細心の対応をもって臨まなければならないと考えます。

その理由は、裁判中は、事業を進めるための意思決定が、これまでの市民の代表である市議会に加えて、司法の判断が関与することにならざるを得ないこと、また、この事業は、道路、ダム等の工事主体の公共事業と異なり、職員の採用及び病院経営を伴い、かつ実質的に民間病院からの移行という個別特殊要件を持っていること等です。

いずれにしましても、これらのリスクを市民、関係者の皆さんと共有化しながら、冒頭に述べました性格を有する野洲市民病院整備事業を力強く、進めてまいります。